

平成18年5月26日

各 位

株式会社北海道銀行

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当行は、平成18年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第86期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、変更するものであります。主な変更項目は以下のとおりです。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当行の機関として取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置くことについて、定款(以下定款条文番号は変更後にて表示)第4条(機関)を新設するものであります。
- (2) 株券発行会社である旨を明記する規定として、第7条(株券の発行)を設けるものであります。
- (3) 優先株式に関する諸規定(第12条~第21条、ただし第16条・第20条を除く)について、会社法の種類株式に関する規定に沿って変更するものであります。
- (4) 会社法の趣旨に則り、第22条(招集)において株主総会招集地の制限を撤廃するものであります。
- (5) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより提供したものとみなすことができるようにするため、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に定めるところに従い、第25条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (6) 株主総会に出席して議決権を代理行使する代理人の員数を明確にするため、第27条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (7) 機動的な意思決定を行うため、取締役会の決議方法について書面決議を可能とするよう、会社法第370条の規定に従い、第35条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

- (8) 外部役員の招聘に資するよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役または社外監査役と当行の間で責任限定契約を締結できるようにするため、第 3 8 条 (社外取締役の責任限定契約) および第 4 6 条 (社外監査役の責任限定契約) を新設するものであります。
- (9) その他、会社法および整備法が施行されたことに伴い、規定の整備、字句の修正、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

別紙新旧対照表のとおり。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 1 8 年 6 月 2 7 日
定款の効力発生日	平成 1 8 年 6 月 2 7 日 (株主総会承認後)

以 上

定款・変更案対照表

(注) - を表示した箇所が変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (商号) 第1条 当銀行は、株式会社北海道銀行と称し、英文では、The Hokkaido Bank , Ltd . と表示する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当銀行は、株式会社北海道銀行と称し、英文では、The Hokkaido Bank , Ltd . と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務 4. 信託業務 5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務 6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p>	<p>(目的) 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 <u>(1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引</u> <u>(2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務</u> <u>(3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務</u> <u>(4) 信託業務</u> <u>(5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</u> <u>(6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</u></p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当銀行は、本店を札幌市に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当銀行は、本店を札幌市に置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(機 関)</u> 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法) 第4条 <u>当銀行の公告は、札幌市において発行する北海道新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告の方法) 第5条 当銀行の公告は次の新聞に掲載する。 東京都において発行する日本経済新聞 札幌市において発行する北海道新聞</p>

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当銀行の発行する株式の総数は、14億5,000万株とし、このうち12億6,300万株は普通株式、7,900万株は第一種優先株式、1億800万株は第二種優先株式とする。 ただし、優先株式につき消却または普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は14億5,000万株とする。このうち12億6,300万株は普通株式、7,900万株は第一種優先株式、1億800万株は第二種優先株式とする。 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(1単元の株式の数) 第6条 当銀行の1単元の株式の数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第7条 当銀行は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当銀行の単元株式数は、すべての種類の株式につき1,000株とする</p> <p>2. 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p><u>第 8 条</u> 当銀行は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>当銀行の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第 1 0 条</u> 当銀行は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>2.株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p><u>3.当銀行の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u></p>
<p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p><u>第 9 条</u> 当銀行の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p><u>第 1 1 条</u> 当銀行の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第 10 条</u> 当銀行は、<u>毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章の2 優先株式 (優先配当金)</p> <p>第10条の2 当銀行は、第40条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録質権者（以下優先登録質権者という）に対し普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、第一種優先株式については1株につき年37円50銭を上限として、第二種優先株式については1株につき年50円を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、当該営業年度において第10条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>___ ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>___ 優先株主または優先登録質権者に対しては、<u>優先配当金を超えて配当は行わない。</u></p>	<p>第3章 優先株式 (優先配当金)</p> <p>第12条 当銀行は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という）または優先株式の登録株式質権者（以下、「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という）に先立ち、第一種優先株式については1株につき年37円50銭を上限として、第二種優先株式については1株につき年50円を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下優先配当金という）を支払う。ただし、当該事業年度において第13条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2.ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3.<u>当銀行は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先配当金を超えて配当金の支払いをしない。</u></p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第10条の3 当銀行は、第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において優先中間配当金という）を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第13条 当銀行は、第52条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において「優先中間配当金」という）を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 10 条の 4 <u>当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式については 1 株につき 570 円、第二種優先株式については 1 株につき 500 円を支払う。</u></p> <p><u>優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 1 4 条 <u>当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式については 1 株につき 570 円、第二種優先株式については 1 株につき 500 円を支払う。</u></p> <p><u>2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配はしない。</u></p>
<p>(優先株式の消却)</p> <p>第 10 条の 5 <u>当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</u></p> <p><u>前項に基づき株式を消却するときは、各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類の株式（または同一種類の優先株式のうち特定発行分）につき、これを行うことができる。</u></p> <p><u>第二種優先株式発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して受当と認められる償還価額で、当該第二種優先株式の全部または一部を償還することができる。ただし、一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。</u></p>	<p>(取得条項付株式に対する金銭の交付)</p> <p>第 1 5 条 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>当銀行は、第二種優先株式発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後、当銀行の取締役会が別に定める日をもって、会社法第 4 6 1 条に定める限度額を限度として、当該決議でそれぞれ定める時期および市場実勢を勘案して受当と認められる額の金銭を交付して、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。当該優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他受当と認められる方法により行う。</u></p>
<p>(議 決 権)</p> <p>第 10 条の 6 <u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結のときより、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有する。</u></p>	<p>(議決権)</p> <p>第 1 6 条 <u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結のときより、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p><u>第 10 条の 7</u> 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>— 当銀行は、優先株主には新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>	<p>(株式の併合または分割、新株等の引受権)</p> <p><u>第 17 条</u> 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、優先株主には、株式および新株予約権の無償割当ては行わない。</p> <p>2. 当銀行は、優先株主には募集新株、募集新株予約権または募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</p>
<p>(普通株式への転換)</p> <p><u>第 10 条の 8</u> 第一種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p>	<p>(取得請求権付株式)</p> <p><u>第 18 条</u> 第一種優先株式の株主は、当銀行に対し、その有する株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。</p> <p>2. 前項の取得請求をすることができる期間および普通株式交付の条件は、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議をもって定める。</p>
<p>(普通株式への一斉転換)</p> <p><u>第 10 条の 9</u> 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉転換日という）をもって、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当銀行完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に 0.8 を乗じた金額で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</p> <p>— 前項の当該平均値が 110 円を下回るときは、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を 110 円で除して得られる数の普通株式とする。</p> <p>— 前2項の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じて</u>これを取り扱う。</p>	<p>(取得条項付株式に対する普通株式の交付)</p> <p><u>第 19 条</u> 前条により取得請求をすることができる期間中に取得請求のなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）に、<u>当銀行がその株式の全部を取得し</u>、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当銀行完全親会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に 0.8 を乗じた金額で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</p> <p>2. 前項の当該平均値が 110 円を下回るときは、第一種優先株式 1 株の払込金相当額を 110 円で除して得られる数の普通株式とする。</p> <p>3. 前項の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じた場合は、<u>会社法に従って</u>これを取り扱う。</p>
<p>(優先順位)</p> <p><u>第 10 条の 10</u> 第一種優先株式および第二種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配順位は、同順位とする。</p>	<p>(優先順位)</p> <p><u>第 20 条</u> 第一種優先株式および第二種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配順位は、同順位とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p><u>第21条 第53条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</u></p>
<p><u>第3章 株主総会</u></p> <p><u>(定時および臨時株主総会)</u></p> <p><u>第11条 定時株主総会は、毎決算日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p><u>株主総会は、本店所在地、その隣接地または富山市で開催することができる。</u></p>	<p><u>第4章 株主総会</u></p> <p><u>(招集)</u></p> <p><u>第22条 当銀行の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
(新設)	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第23条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p><u>(招集)</u></p> <p><u>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役頭取が招集する。</u></p> <p><u>株主総会の日時、場所および会議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p><u>(招集権者および議長)</u></p> <p><u>第24条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役頭取に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p><u>(議長)</u></p> <p><u>第13条 株主総会の議長は、取締役頭取がこれにあたる。</u></p> <p><u>取締役頭取事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	(削除)
(新設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第25条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>商法第 343 条</u>に定める<u>特別決議</u>は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上<u>で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第 26 条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 会社法第 309 条第 2 項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上<u>をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 15 条</u> 株主は、当該株主総会において、議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 27 条</u> <u>当銀行の株主は、当銀行の当該株主総会において</u>議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第 16 条</u> 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して当銀行に保存する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 16 条の 2 第 12 条、第 13 条、第 15 条および第 16 条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 28 条 第 24 条および第 27 条</u>の規定は、種類株主総会に<u>ついて</u>これを準用する。</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 17 条</u> 当銀行の取締役は、8 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 29 条</u> 当銀行の取締役は、8 名以内とする。</p>
<p>(選 任)</p> <p><u>第 18 条</u> 取締役は、株主総会において選任する。<u>その選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>	<p>(選任および解任方法)</p> <p><u>第 30 条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2. 取締役の選任および解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p><u>第 19 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p><u>第 3 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(役付取締役)</p> <p><u>第 20 条 当銀行に、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役頭取各 1 名を置くことができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 3 2 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>2 . 取締役会は、その決議によって取締役頭取 1 名を置く。また、必要がある場合には取締役会長、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p><u>第 21 条 取締役頭取は、当銀行を代表する。</u></p> <p><u>取締役会の決議をもって、取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬)</p> <p><u>第 22 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第 23 条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役頭取がこれにかわり、取締役頭取事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>____<u>取締役会の招集通知は、会日の 7 日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>____<u>取締役会は、あらかじめ取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 3 3 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 .<u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役頭取が、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 3 4 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 .<u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 3 5 条 <u>当銀行は、会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の運営)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規定)</p> <p>第 3 6 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 22 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 3 7 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 3 8 条 <u>当銀行は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 27 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して当銀行に保存する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p><u>第 28 条 当銀行の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>第 6 章 監査役および監査役会 (員 数)</p> <p><u>第 3 9 条 当銀行の監査役は、4 名以内とする。</u></p>
<p>(選 任)</p> <p><u>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第 4 0 条 監査役は、株主総会において選任する。2 . 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p><u>第 30 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任者の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 4 1 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 . 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 4 2 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(報 酬)</p> <p><u>第 32 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の権限)</p> <p><u>第 33 条 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 7 日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役会は、あらかじめ監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 4 3 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 . 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の運営) 第 36 条 監査役会の運営については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規定) 第 4 4 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第 37 条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して当銀行に保存する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新設) (報酬) 第 32 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 4 5 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(社外監査役の責任限定契約) 第 4 6 条 当銀行は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 7 章 会計監査人 (選任方法) 第 4 7 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(任 期) 第 4 8 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第 4 9 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第 6 章 計 算 (営業年度および決算日) 第 38 条 当銀行の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、3 月 31 日を決算日とする。</p>	<p>第 8 章 計 算 (事業年度) 第 5 0 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益金処分)</p> <p><u>第 39 条 当銀行の利益金は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(利益配当金)</p> <p><u>第 40 条 当銀行の利益配当金は、毎決算日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 5 1 条 当銀行は剰余金の期末配当を毎年 3 月 3 1 日を基準日として行う。</u></p> <p><u>2 . 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第 41 条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(本定款において中間配当という)をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第 5 2 条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年 9 月 3 0 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(優先株式および転換社債の転換と配当)</p> <p><u>第 42 条 第一種優先株式および転換社債の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p><u>第 43 条 利益配当金および中間配当金は、その支払提供の日から 5 年を経過したときは、当銀行は、その支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 5 3 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。</u></p>